

11-(1)	永住許可に必要な在留歴の算定方法の見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	出入国管理及び難民認定法 第22条 出入国管理及び難民認定法施行規則 第22条 永住許可に関するガイドライン
要望の具体的内容	永住許可に必要な在留歴に係る要件について、「引き続き」ではなく「通算で」10年以上本邦に在留していることとすべきである。
規制の現状と要望理由等	<p>永住者の在留資格に変更を希望する外国人社員が永住許可を申請する際には、1. 素行が善良であること、2. 独立生計を営むに足る資産又は技能を有すること、3. その者の永住が日本国の利益に合すると認められることの3つの要件を満たすことが求められている。このうち、3. については、「原則として引き続き10年以上本邦に在留していること。ただし、この期間のうち、就労資格又は居住資格をもって引き続き5年以上在留していることを要する」とされている。</p> <p>しかし、当該外国人社員が永住許可に必要な在留歴に係る要件を満たす前に海外勤務等を命ぜられ海外に居住する場合、「引き続き」とは見做されず在留歴の算定がリセットされてしまうため、将来的に永住許可申請を希望する当該外国人社員に海外勤務を命じるなど、グローバルな人事異動を行うことを日本企業が躊躇する要因となっている。永住許可に必要な在留歴の算定方法を「通算で」10年以上日本に居住していることとすることにより、日本企業が当該外国人社員にグローバル人材として活躍する機会を提供しやすくなると考えられる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	法務省入国管理局